

「所得税」の確定申告「市県民税」の申告

問合先 税務課 ☎ 8712
社税務署 ☎ 0795 ④ 0223

申告期間 2月17日(月) から 3月17日(月) まで

3 電子申告が難しい方は 会場で申告

必要資料は事前作成を

医療費控除の明細（人ごと、医療機関ごと、世帯の合計金額）、事業所得などの収支内訳書などは事前に作成されている方のみ受け付けをしています。

市職員による申告受付

日時 2/17⑨～3/17⑨の平日
8:45～13:00（受付）

場所 加西市民会館コミュニティセンター
3階小ホール

対象 ①給与所得者、年金受給者
②所得300万円以下の白色申告者
（事業などの収入が概ね1000万円未満の方）

問合先 ☎ ④ 0655 ※申告期間内のみ

注意 右記の申告は市市民会館ではできません

- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）のある方
- 譲渡所得（不動産、株式など）がある方
- 雑損控除の申告をされる方
- 配当所得の一部（特定上場株式等の配当等以外、分配時調整外国税相当額控除）
- 過年度（令和5年以前）申告をされる方
- 青色申告
- 消費税、贈与税などの申告をされる方
- 亡くなられた方の申告をされる方 など

市職員による申告相談に必要な書類チェックリスト

全員

□ マイナンバーカードなどの番号確認書類 □ 「運転免許証」などの身分確認書類

該当者のみ

□ 所得税のお知らせハガキや通知書（送付のあった方）

所得関係（所得）	☐ 給与所得の源泉徴収票（給与） ☐ 公的年金の源泉徴収票（雑） ☐ 収支計算書（営業、不動産、農業） ☐ 配当金の支払通知書等（配当） ☐ 個人年金等の支払通知書等（雑） ☐ シルバ-人材センターの配分金支払通知書（雑） ☐ 生命保険契約等の一時金支払調書等（一時）	控除関係（控除）	☐ 国民年金保険料控除額証明書（社会保険） ☐ 生命保険料支払証明書（生命保険） ☐ 地震保険料支払証明書（地震保険） ☐ 医療費明細書、医療費通知書（医療費） ☐ 寄付金受領書（寄付）
還付	☐ 還付口座の分かる書類（通帳 or キャッシュカード）	納付	☐ 通帳届出印（振替納税を希望する場合）

社税務署での確定申告

日時 2/17⑨～3/17⑨の平日 9:00～16:00

場所 社税務署（加東市社51-3）

注意 会場への入場には「入場整理券」が必要です。

問合先 社税務署 ☎ 0795 ④ 0223

税理士による無料申告相談

日時 2/12⑩2/13⑩ 9:30～11:30、13:00～15:00

場所 アステアかさい3階集会室

注意 譲渡所得、贈与税、相続税の申告相談はできません。

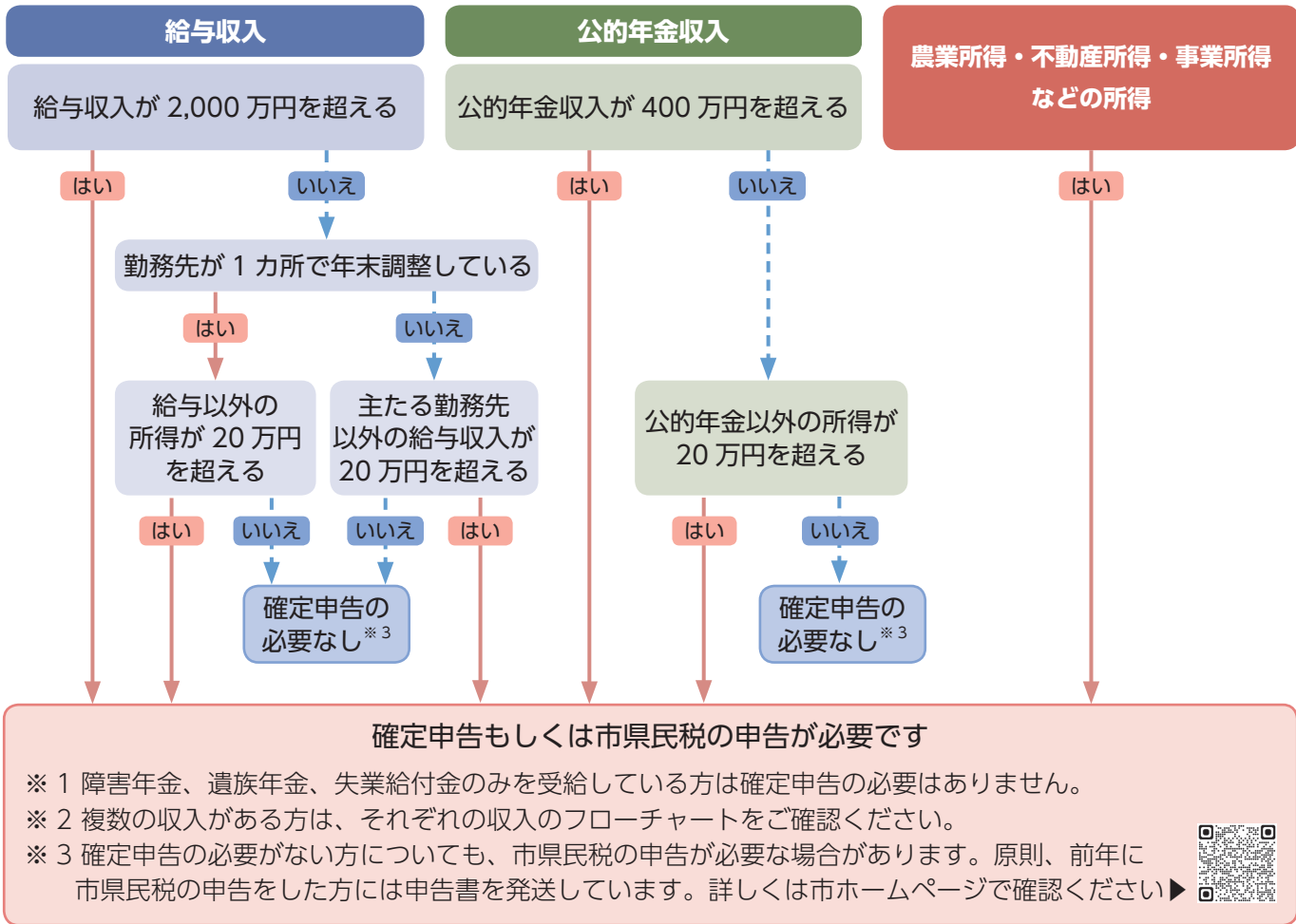
問合先 社税務署 ☎ 0795 ④ 0223

要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

該当する要介護認定に関する主治医意見書において要件を満たす方に、申請により「おむつ代に係る医療費控除のための主治医意見書内容確認書」「障害者控除認定証」を発行します。 問合先 長寿介護課 ☎ ④ 8788

1 申告が必要か確認

※個別の状況により変わる場合があります。



2 申告は電子申告または郵送

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を e-Tax による電子申告または郵送で提出できます。

【郵送先】

〒 661-8523 尼崎市若王子町 3 丁目 11-46
大阪国税局業務センター阪神分室（社税務署担当）



確定申告作成コーナー

全国で約 70%の方が利用/
e-Tax のメリット



自宅から
申告可能

確定申告期間
24 時間利用可能



申告書が
データで取得可能



※メンテナンス時間を除きます

広告

広告

広告

広告